

貸貸借随意契約結果表

公表事項	内 容
貸貸借主管課所名	建設局 下水道部 下水道維持管理課
件 名	下水処理センター汚濁負荷量自動測定機貸貸借
借 入 場 所	さいたま市浦和区大原5丁目14番1号
契 約 締 結 日	令和6年5月9日
契約の相手方名	計測サービス㈱ さいたま事業所
契 約 金 額	273,900円（月額）
随意契約によることとした理由	<p>本貸貸借契約は、水質汚濁防止法に基づき24時間365日汚濁負荷量を測定し、その結果を報告するため測定機を賃借するものである。</p> <p>測定機は計測サービス㈱と令和6年12月31日まで貸貸借契約を締結しており、令和7年1月1日以降の新たな貸貸借契約に向け入札の準備をしていたが、入札参加者が計測サービス㈱の1者のみだったため、入札中止となった。</p> <p>本来であれば再度指名競争入札を実施するところであるが、部品不足により測定機の調達に約8ヵ月を要することから、令和7年1月1日以降の貸貸借契約に間に合わないため、入札に参加意思のあった計測サービス㈱と特命随意契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号</p>

賃貸借随意契約結果表

公表事項	内容
賃貸借主管課所名	建設局 下水道部 下水道維持管理課
件名	下水処理センター汚濁負荷量自動測定機賃貸借（再リース）
借入場所	さいたま市浦和区大原5丁目14番1号
契約締結日	令和6年4月23日
契約の相手方名	計測サービス㈱ さいたま事業所
契約金額	166,100円（月額）
随意契約によることとした理由	<p>本賃貸借契約は、水質汚濁防止法に基づき24時間365日汚濁負荷量を測定し、その結果を報告するため測定機を賃借するものである。</p> <p>現在、測定機は計測サービス㈱と令和6年4月30日まで賃貸借契約を締結しており、令和6年5月1日以降については新たに賃貸借契約を締結する必要がある。</p> <p>しかし、業者へのヒアリングによると、部品不足により測定機の調達に約8ヵ月の期間を要し、最短でも令和7年1月1日以降の契約となることから、新たに測定機が設置可能となる令和7年1月1日までの8か月間、現在測定機を設置している計測サービス㈱と再リース契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号</p>

貸貸借随意契約結果表

公表事項	内 容
貸貸借主管課所名	建設局 下水道部 下水道維持管理課
件 名	南下新井汚水処理場汚濁負荷量自動測定機貸貸借
借 入 場 所	さいたま市岩槻区大字黒谷643番地
契 約 締 結 日	令和6年5月9日
契約の相手方名	計測サービス㈱ さいたま事業所
契 約 金 額	248,380円（月額）
随意契約によることとした理由	<p>本貸貸借契約は、水質汚濁防止法に基づき24時間365日汚濁負荷量を測定し、その結果を報告するため測定機を賃借するものである。</p> <p>測定機は計測サービス㈱と令和6年12月31日まで貸貸借契約を締結しており、令和7年1月1日以降の新たな貸貸借契約に向け入札の準備をしていたが、入札参加者が計測サービス㈱の1者のみだったため、入札中止となった。</p> <p>本来であれば再度指名競争入札を実施するところであるが、部品不足により測定機の調達に約8ヵ月を要することから、令和7年1月1日以降の貸貸借契約に間に合わないため、入札に参加意思のあった計測サービス㈱と特命随意契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

賃貸借随意契約結果表

公表事項	内容
賃貸借主管課所名	建設局 下水道部 下水道維持管理課
件名	南下新井汚水処理場汚濁負荷量自動測定機賃貸借（再リース）
借入場所	さいたま市岩槻区大字黒谷643番地
契約締結日	令和6年4月23日
契約の相手方名	計測サービス㈱ さいたま事業所
契約金額	166,100円（月額）
随意契約によることとした理由	<p>本賃貸借契約は、水質汚濁防止法に基づき24時間365日汚濁負荷量を測定し、その結果を報告するため測定機を賃借するものである。</p> <p>現在、測定機は計測サービス㈱と令和6年4月30日まで賃貸借契約を締結しており、令和6年5月1日以降については新たに賃貸借契約を締結する必要がある。</p> <p>しかし、業者へのヒアリングによると、部品不足により測定機の調達に約8ヵ月の期間を要し、最短でも令和7年1月1日以降の契約となることから、新たに測定機が設置可能となる令和7年1月1日までの8か月間、現在測定機を設置している計測サービス㈱と再リース契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

貸貸借随意契約結果表

公表事項	内 容
貸貸借主管課所名	建設局 下水道部 下水道維持管理課
件 名	下水道台帳外システム貸貸借
借 入 場 所	下水道維持管理課外
契 約 締 結 日	令和6年5月31日
契約の相手方名	国際航業(株) 埼玉支社
契 約 金 額	979,000円（月額）
随意契約によることとした理由	<p>本貸貸借契約は、下水道台帳システム、下水道維持管理システム、排水設備システム、水洗化システムに係るソフトウェア、ハードウェアを貸貸借するものである。</p> <p>下水道台帳外システムは、下水道事業の根幹を支えるシステムであることから、市民サービスに影響が出ないように高い信頼性及び可用性を担保し、システムの安定稼働を実現するためにソフトウェアの利用を継続する必要があるため、国際航業(株)と特命随意契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条の第1項第2号</p>